

学校法人朴沢学園 個人情報管理基本規程

決裁区分：常任理事会

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）及び本学園個人情報保護方針に基づき、本学園が保有する個人情報について、保護法第2条第5項の「個人情報取扱事業者」として、適切な管理に関する事項を定め、もって適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義など)

第2条 この規程における用語の意義は保護法第2条の定めるところによる。

② 本規程の対象は、仙台大学、仙台大学附属明成高等学校及び法人事務局が取扱う個人情報とする。

(保護管理体制)

第3条 本学園が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護管理を十分に実施するため、総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び個人情報取扱の運営を担当する運営担当者（以下「運営担当者」という。）を置く。

② 総括保護管理者は、本学園総務担当常務理事とし、保有個人情報の管理に関する学園全体の総括責任を負うものとする。

③ 副総括保護管理者は、所属各部門の長である仙台大学附属明成高等学校長、仙台大学長及び法人事務局長とし、所要規定を整備のうえ各所管部門の保有個人情報の管理に関する事務の総括責任を負うとともに、総括保護管理者を補佐する。

④ 保護管理者は、副総括保護管理者が総括保護管理者と協議のうえ所管部門の分掌組織毎に別に定める者とし、当該分掌組織における保有個人情報を適切に管理するための責任を負うものとする。

⑤ 運営担当者は、保護管理者がこれを定め、各分掌組織における保有個人情報の管理に関する事務を行うものとする。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第4条 保有個人情報の管理に係る基本事項は総括保護管理者の企画立案により常任理事会において決定するものとし、各所管部門の重要事項の決定又は連絡調整を行うため、副総括保護管理者は部門毎に個人情報管理に関する委員会を設置し、定期的に又は随時に開催する。

② 前項の委員会に関する具体的事項は別に定める。

(教育研修)

第5条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報について理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

② 副総括保護管理者は、各部門の教職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施

する教育研修への参加の機会を付与する等必要な措置を講ずる。

③ 副総括保護管理者は、保有個人情報を取扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有

個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

(所属員等の責務)

第6条 所属員は、保有個人情報の漏えい、紛失又は改ざん（以下「漏えい等」という。）をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

② 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するため必要最小限の所属員に限定するものとし、アクセス権限を有しない教職員は、保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

③ 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

④ 所属員は次の事項を遵守するものとする。

1 業務上の目的で保有個人情報を取扱う場合であっても、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として指定された事項については、保護管理者の指示に従う。

2 保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合の訂正、記録媒体の保管・廃棄等の場合には、保護管理者の指示に従い行う。

(情報システムにおける安全の確保)

第7条 保有個人情報の情報システムにおける安全の確保等については、別に定める。

(保有個人情報の提供)

第8条 保護管理者は、保護法第23条、第24条、第25条、第26条の2の規定に基づき、部外者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について記録を作成、保管（期間は3年）し、必要があると認めるときは、改善措置を講ずる。

(業務の委託等)

第9条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な

管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、必要に応じ、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 1 個人情報に関する秘密保持等の義務
 - 2 再委託の制限又は条件に関する事項
 - 3 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 5 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 6 個人情報の漏えい等契約に違反した場合における契約解除及び損害賠償の措置その他必要事項
- ② 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
(事案の報告及び再発防止措置)

第10条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事案を知った所属員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告する。

- ② 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに所属の総括保護管理者、副総括保護管理者に報告する。
- ③ 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、総括保護管理者、副総括保護管理者の指示を受けて再発防止のために必要な措置を講ずる。
- ④ 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、管理方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。
- ⑤ 総括保護管理者は、速やかに所管官庁と個人情報保護委員会に報告する。また、個人の権利利益を害するおそれがある場合には、本人へ通知する。
(規程違反の場合の対処)

第11条 所属員がこの規程に違反した場合においては、就業規則に基づき、懲戒する。

- ② 故意又は重大な過失による保有個人情報の漏えい等により、本学園に損害を及ぼしたときは、有責者は賠償の責を負う。
(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は常任理事会の議を経て、理事長が行う。

(実施に必要な事項)

第13条 この規程の実施に関する細則その他必要な事項は、部門毎に別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。